

日本歯科人間ドック学会 ドックコーディネーター制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科人間ドックの専門的知識及び技能・経験を有する歯科衛生士を養成することにより、歯科人間ドックの高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために日本歯科人間ドック学会（以下「本学会」という）は、日本歯科人間ドック学会（認定歯科衛生士）ドックコーディネーター（以下ドックコーディネーターという）の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

- 第3条 ドックコーディネーターの資格審査及び更新資格審査は本学会認定委員会が行う。

第3章 ドックコーディネーターの基本的条件

- 第4条 ドックコーディネーターは、歯科人間ドックにおいて検査と健康指導を実施するための高い医療技能を修得するとともに、他からの要請に応じて適切な指示、および情報を与えることのできる能力を有すること。

第4章 ドックコーディネーター申請者の資格

- 第5条 ドックコーディネーターの資格を申請する者は、別に定める認定制度施行細則に従うこととする。

第5章 申請と登録

- 第6条 ドックコーディネーター認定講習会を受講および認定試験の受験を希望する者は、受講料と受験料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。
- 第7条 ドックコーディネーターの認定を受けようとする者は、申請手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第6章 審査方法

- 第8条 ドックコーディネーターの認定は、認定委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定・認定し、常任理事会に報告する。
- 第9条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。
- 第10条 申請時に、学会に入会する者は入会金と年会費を添えて入会手続きをする。
2. 入会した者はドックコーディネーター登録料を免除する。
- 第11条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。
2. 学会は認定証および認定バッジを交付する。

第7章 資格の更新

- 第12条 ドックコーディネーターは3年ごとに資格の更新を行わなければならない。
- 第13条 ドックコーディネーターの資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。
- 第14条 ドックコーディネーターの資格更新に当たっては、別に定める条項を満たさなければならない。
- 第15条 ドックコーディネーターの資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定委員会において審議し、常任理事会の議を経て決定する。
- 第16条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

第8章 資格の喪失

- 第17条 ドックコーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定委員会、常任理事会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科衛生士の免許を喪失したとき。
- 3) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 4) 認定委員会がドックコーディネーターとして不適当と認めたとき。

第 18 条 ドックコーディネーターの資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、ドックコーディネーターの資格を申請することができるものとする。
なお、更新未手続きにより資格を喪失した場合は、喪失から 1 年以内であれば更新遅延理由書を付して更新の申請をすることが出来る。

第 9 章 補 則

第 19 条 認定委員会の決定に関し、異議のある者は会長に申し立てることができる。

第 20 条 手数料，及び登録料については別に定める。

第 21 条 この規程の改正については、認定委員会ならびに常任理事会の承認を得て、理事会、評議員会、総会で報告する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 17 日から施行する。

平成 19 年	6 月 17 日	制定
平成 19 年	6 月 17 日	施行
平成 19 年 12 月	8 日	改正
平成 19 年 12 月	8 日	施行
平成 20 年 12 月	6 日	改正
平成 20 年 12 月	6 日	施行
平成 22 年	6 月 30 日	改正
平成 22 年	6 月 30 日	施行
平成 23 年	3 月 29 日	改正
平成 23 年	3 月 29 日	施行

日本歯科人間ドック学会

認定歯科衛生士ドックコーディネーター制度施行細則

- 第1条 日本歯科人間ドック学会ドックコーディネーター制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第2条 規則第5条におけるドックコーディネーターの資格申請は次の1～4号のすべて、あるいは5号を満たすものとする。
- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有すること。
 - (2) 歯科人間ドックの実践に従事し、専門的知識及び技能・経験を高めようとする者。
 - (3) ドックコーディネーター認定講習会を受講すること。
 - (4) ドックコーディネーター認定試験を受験し、合格すること。
 - (5) その他、認定委員会が特別に認めた者。
- 第3条 ドックコーディネーターの資格を申請する者は、次の各号に定める書類に申請手数料を添えて学会に提出しなければならない。
- (1) ドックコーディネーター申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 歯科衛生士免許証（写し）
 - (4) 本学会会員である者については会員歴証明書（様式3）
- 第4条 認定試験は以下の各号に基づいて行う。
- (1) 認定試験は認定講習会の直後に行う。
 - (2) 出題基準に沿って講習内容を主として出題する。
 - (3) 試験は客観試験およびその他の方法で行う。
- 第5条 規則に定める手数料は次の各号によるものとする。
- (1) 認定講習会受講料 5,000円
 - (2) 認定試験受験料 3,000円
 - (3) 登録料 6,000円
 - (4) 更新 6,000円
 - (5) 申請時に、学会に入会した者は登録料を免除する。
- 第6条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第7条 規則第9条による登録申請は、登録料を添えて、ドックコーディネーター登録申請書（様式4）を認定委員会に提出しなければならない。
- 第8条 ドックコーディネーターの資格を更新する者は、次の1号を満たし、なおかつ2～5号のいずれかを満たすものとする。
- (1) 更新申請時において、本学会の正会員**もしくは施設会員登録メンバーであること。**
 - (2) 本学会の学術大会への出席・・・更新前3年間で1回以上
 - (3) 本学会の研修会・セミナー・シンポジウムへの出席・・・更新前3年間で1回以上
 - (4) 学会発表あるいは学会誌投稿（本学会が認める学会含む）・・・更新前3年間で1回以上
 - (5) 本学会が認める学会主催の学術大会への出席・・・更新前3年間で1回以上
- 第9条 ドックコーディネーターの資格を更新しようとする者は、更新手数料を添えて、次の各号に定める更新申請書類を学会に提出しなければならない。
- (1) 認定歯科衛生士更新申請書（様式1）
 - (2) 日本歯科人間ドック学会会員歴証明書（様式2）
 - (3) 学術大会出席証明書（様式3）
 - (4) 研修会・セミナー・シンポジウム出席証明書（様式4）
 - (5) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類（様式5）
- 第10条 ドックコーディネーターの資格更新の申請は、認定失効期日の2ヶ月前までに行わなければならない。
- 第11条 この細則の変更は、認定委員会、常任理事会の承認を必要とする。

附 則

この細則は、平成19年6月17日から施行する。

平成19年 6月17日制定
平成19年 6月17日施行
平成19年12月 7日改正
平成19年12月 7日施行
平成22年 6月30日改正
平成22年 6月30日施行
平成23年 3月29日改正
平成23年 3月29日施行
平成23年11月 7日改正
平成23年11月 7日施行